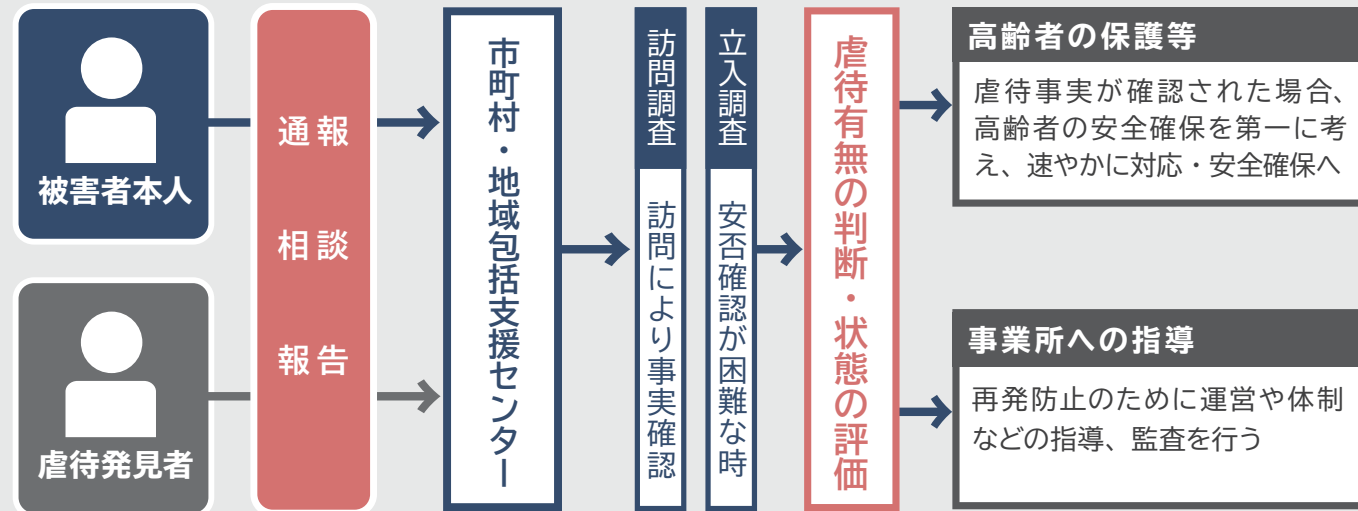


虐待に気づいたら

もし、ご自身の働く施設などで虐待や不適切な介護を見つけたら、あなたはどのような対応をしますか？
高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に携わる職員として、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかな市区町村等への通報義務が生じます。
法律により“相談や通報をした際、通報者（あなた）の秘密は守られます”ので、安心して、速やかに対応しましょう。

相談・通報から対応までのフロー

状況により警察や医療機関へ速やかに連絡を！！



神奈川県では高齢者虐待の未然防止、早期発見と早期改善など、高齢者の権利擁護意識の向上に向けた取組のほか、認知症ケアや相談窓口など、県のホームページに様々な情報を掲載しています。ぜひ、一度ご覧ください。

例：高齢者虐待の相談窓口一覧、高齢者虐待防止に関する自己点検リスト、高齢者虐待防止関連マニュアル各種、職場で学べる研修資料 など

神奈川県高齢者虐待相談窓口 ▶



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4302/>



◀ 拘束のない介護に関する相談窓口

<https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7328/>

かながわ認知症ポータルサイト ▶



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/>



神奈川県

介護職員の皆様へ

利用者と自身の尊厳を守るために

介護現場の高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて



一人ひとりが、尊厳を持って暮らす

高齢者の生活を支えるサービスを提供する、高齢者施設等では、高度で専門的な知識や介護技術が必要とされます。
支援を必要とする高齢者の一人ひとりが、尊厳を保ち、生涯を穏やかに暮らしていくために、また、支援にあたる皆さんが自身の身を守り、働きやすい職場環境を築くために、高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる社会の実現を目指しましょう。

高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、人としての権利を無視し、尊厳を冒す行為をおこなうことを言います。
高齢者への虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県
認知症の人と家族を支えるマーク



① 身体的虐待

身体に外傷が生じる(おそれのある)暴行や、不当に身体的自由を奪う行為

具体的な例

- ▶ 叩く、つねる、殴る、蹴る、火傷を負わせる
- ▶ 処方薬の過剰投与、不適切な身体拘束 など

② 心理的虐待

暴言又は拒絶的な対応により、心理的外傷を与える行為

具体的な例

- ▶ 怒鳴る、侮辱する、無視をする
- ▶ 本人の意思に反した介助を行う など

「高齢者虐待」は
大きく **5** つに
区分されています

③ 介護・世話の放任・放棄(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、高齢者を養護すべき職務上の義務を怠る行為

具体的な例

- ▶ 不潔な状態や、劣悪な環境に放置
- ▶ 空腹や脱水、栄養失調の状態に放置など

④ 性的虐待

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

具体的な例

- ▶ 裸にしたまま放置し、羞恥心を与える
- ▶ キス、性器への接触、性行為の強要など

⑤ 経済的虐待

財産等の無断使用、金銭の使用等を理由なく制限する行為

具体的な例

- ▶ 不当に金銭を渡さない、使わせない
- ▶ 本人の預貯金や年金、不動産、持ち物などを本人の意思に反して使用する など

こんなことも
「高齢者虐待」になる!?

施設などで高齢者の動画を撮影し、無断でSNSに投稿することで、外部に個人情報漏らすことも、“権利や利益の侵害”にあたり、「虐待」と判断される場合があります。

あなたは
大丈夫?

高齢者虐待は“虐待をしている人”に自覚がないことから、段々とエスカレートしていくことがあります。気づかないうちに、不適切なケアや虐待になっていませんか? 次のチェックシートで自身の行動を見直しましょう。

- ☐ 親密な関係だからと、幼稚な言葉づかいで話したり、ばかにしたことがある。
- ☐ 話が通じないので、うそをついたり、ごまかしたことがある。
- ☐ 他の仕事で忙しく、利用者をその場で待たせたまま放って、忘れてしまったことがある。
- ☐ 家族からの依頼や職員の判断で、夜間、本人の部屋に鍵をかけたことがある。
- ☐ 利用者の持ち物を、本人の了解を取らず勝手に使ったことがある。
- ☐ 具合が悪くても、速やかに受診をさせなかった(できなかった)ことがある。
- ☐ 扉やカーテンを開けたまま、人前でおむつを替えたり、裸のまま放っていたことがある。
- ☐ 人手が足りず、入浴・清拭などの適切な衛生保持が、しばらく出来ないことがある。
- ☐ 忙しい時に利用者から頼みごとをされ、とっさに嫌な顔をしたことがある。
- ☐ 他の職員が“不適切なケア”をしていても、見て見ぬふりしたことがある。

介護現場における高齢者虐待の防止に向けて

身体拘束の正しい理解

身体拘束とは、生命の保護、自他への重大な身体損傷を防ぐため、一時的に身体を拘束するなどの「行動抑制」を指します。

自由を奪う行為であり、下記に示す「**緊急やむを得ない場合**」の3つの要件を満たし、かつ、これらの手続きが極めて慎重にとられている場合を除き、禁止されています。

高齢者の人権を脅かすだけでなく、身体機能の低下や寝たきりにつながるおそれが生じるなど、QOL(生活の質)を根本から損なう危険性も有しています。

緊急やむを得ない場合とは

以下の3要件すべてに該当する状況です

① 切迫性

本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

② 非代替性

身体拘束以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体拘束は、あくまで一時的な対応であること

身体拘束の定義【スリーロック】

以下の3つの行動抑制に分けられます

① スピーチロック 言葉による行動抑制

「～しちゃダメ」や「勝手に動くな」など

② ドラッグロック 薬の投与による行動抑制

「薬物の過剰投与」や「不適切な投与」など

③ フィジカルロック 物理的な行動抑制

「体を縛る・つなぎ服の着用・閉じ込め」など

認知症の正しい理解

認知症高齢者の虐待被害が増えています。

認知症の症状は、今まで出来ていたことが徐々に出来なくなったり、不可解な行動をとることもあるため、介護者が理解に苦しみ、過度な不安や強いストレスを感じてしまうことから、虐待や不適切なケアに発展することも少なくありません。

認知症により記憶が断片的になっても、**本人の意思を尊重し、できることを上手く活用する**ことで、その人らしい尊厳のある暮らしが送れるよう、認知症を正しく理解しましょう。

認知症について学ぼう!

県では、施設職員を対象に、段階別の研修を実施しています。ぜひ、活用して下さい。

1 認知症介護基礎研修 新任介護職員向け

2 認知症介護実践者研修 経験2年以上の実務者向け

3 認知症介護実践リーダー研修 リーダーの立場にある者向け

認知症に関する
介護従事者等への
研修情報



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1045118.html>

ストレスケアの必要性

介護の現場は、強いストレスを感じるリスクが高いと言えます。思うように支援できない苦しさや重い責任感、業務の多忙さからイライラが募ったり、高齢者からの強い抵抗など、自身の努力ですぐに解決しない要因も多いのが現状です。ストレスは放っておくと、大きな事故や高齢者への不適切なケアに繋がることもあり、注意が必要です。

「**ストレスを感じないようにする**」のではなく「**ストレスと上手く向き合う**」こと。また、職場ぐるみで働く環境を見つめ直し、ストレスの要因を改善していくことが、個々のストレスケアに繋がります。まずは、普段から悩みを仲間と共有し、問題は小さなうちに先輩や上司に繋ぐなど、「**いつでも誰かに話せる環境づくり**」を目指しましょう。

